十和田市犯罪被害者等支援計画

令和７年３月

十和田市

目　　次

第１章　計画策定　Ｐ１
１　計画策定の目的
２　計画の位置付け
３　計画の期間
第２章　犯罪被害者等支援について　Ｐ２
１　支援施策の意義と分類
（1）支援施策の意義
（2）支援施策の分類
２　支援の目的と体制
第３章　基本理念と取り組み　Ｐ４
１　個人の尊厳を重んじた支援
２　二次被害の防止
３　継続的な支援
４　連携による支援
第４章　重点項目　Ｐ５
１　総合支援窓口の設置による負担軽減（ワンストップサービス）
２　精神的・経済的支援
３　理解の増進
第５章　施策　Ｐ６
１　施策（重点項目１）
（1）総合支援窓口の設置（条例第６条２項）
（2）相談及び情報の提供等（条例第６条１項）
２　施策（重点項目２）
（1）見舞金の給付（条例第７条）
（2）日常生活の支援（条例第８条）
（3）居住の安定（条例第９条）
（4）雇用の安定（条例第10条）

３　施策（重点項目３）
（1）市民及び事業者の理解の増進（条例第11条）
（2）支援に従事する職員等に対する研修等

第６章　推進計画の進行管理　Ｐ10
１　関係課における情報共有と取り組みへの反映
２　計画の見直し

第１章　計画策定

１　計画策定の目的

犯罪被害に遭われた方及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や身体、財産に対する直接的な犯罪被害に加え、誹謗中傷や経済的な困窮等による二次被害にも苦しめられることがあります。平穏な生活を取り戻すためには、犯罪被害者等に対する適切な対応と社会的な支援が必要です。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成 16 年に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。同法第５条では、地方公共団体が犯罪被害者等の支援に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施することを責務としており、市では、令和６年４月１日に犯罪被害者等の支援における基本理念や市、市民、事業者、民間支援団体の責務、基本的支援施策などについて定めた「十和田市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）」を施行しました。

この条例に基づき、「十和田市犯罪被害者等支援計画」（以下「計画」という。）は犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することを目的として策定するものです。

２　計画の位置付け

計画は、犯罪被害者等基本法第５条並びに条例第４条（市の責務）に基づくもので、本市における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

３　計画の期間

計画期間は、令和６年度から令和 10 年度までの５年間とします。

第２章　犯罪被害者等支援について

１　支援施策の意義と分類

犯罪被害者等支援に関する施策の意義と分類について整理します。

(1)　支援施策の意義

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体となり市民の安全・安心に資するものです。防犯施策は、犯罪被害の発生を防止する「事前の措置」であり、様々な施策を通じ犯罪を起こさせない、被害に遭わない社会をつくることに対し、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策をすり抜けて発生してしまった犯罪被害に対する「事後の措置」となるものです。

犯罪被害に遭ってしまったときには、犯罪被害者等が一日も早い被害の軽減、回復に役立つ体制整備をすることは、安心して暮らせる地域社会を実現することに一層資するものです。

(2)　支援施策の分類

市の犯罪被害者等支援施策は、大きく分けて三つに分類されます。

①　条例による支援

条例（要綱を含む）の個別の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した施策で、具体例としては、見舞金の給付（条例第７条）が挙げられます。

②　庁内連携における支援

庁内の各部署には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、総合支援窓口を調整役として、関係課と連携協力しながら効果的に支援します。

③　関係機関との連携による支援

市は、十和田警察署及びあおもり被害者支援センターを始め、他の機関と連携し、各機関の長所を生かした効果的な支援を実施します。

具体的には、警察署から犯罪被害者等に関する情報の提供を受け、連携して市の支援制度の説明や申請の補助を実施することが挙げられます。

２　支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、各種支援策を通じ、犯罪被害を軽減、回復し、平穏な生活を取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれている状況は、被害の程度や時間の経過でそれぞれ異なるため、個々の状況に対応するためには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が必要になることから、市の支援策を始め、関係機関との連携が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を中心に、関連する

業務を行う関係課との情報共有を図るとともに、十和田警察署、あおもり被害者支援センター及び十和田地区犯罪被害者支援ネットワークなどの関係機関と連携・協力して支援します。

【支援体制のイメージ図】

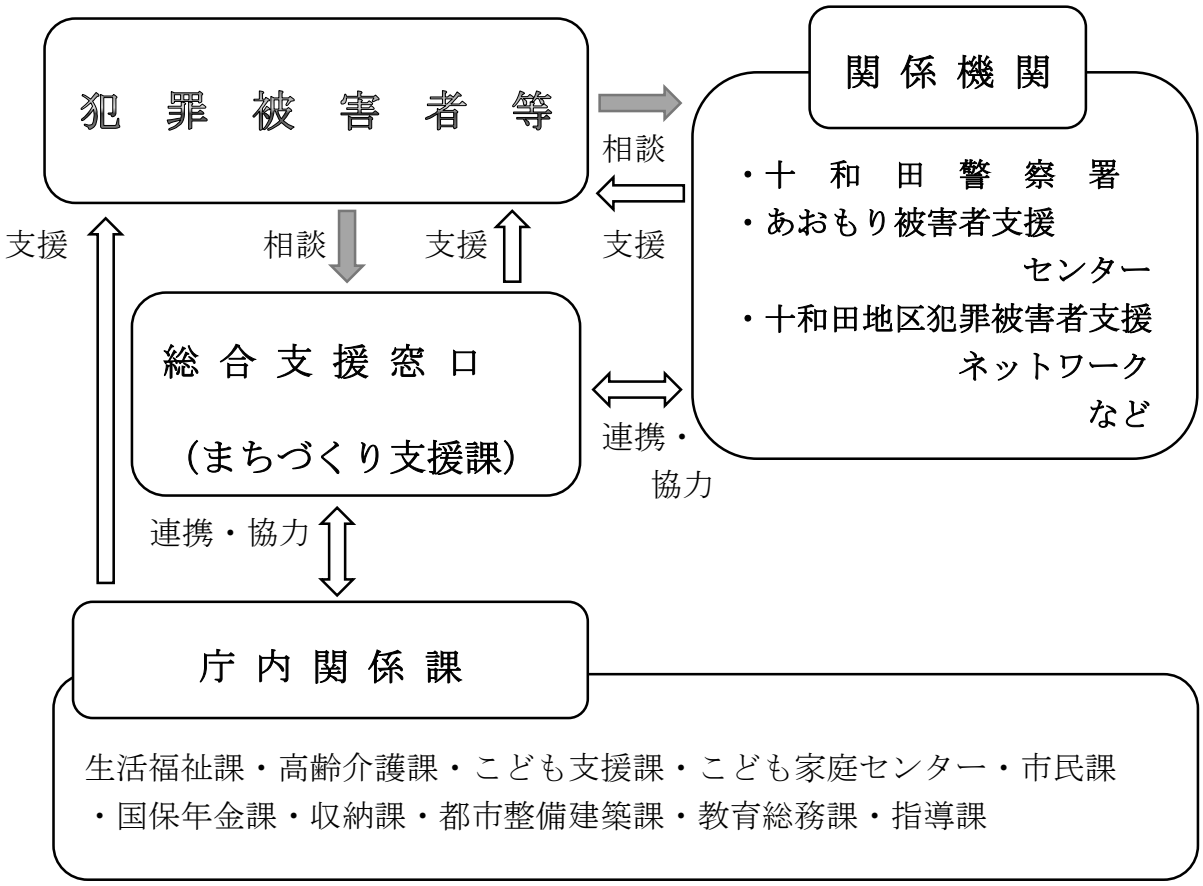

第３章　基本理念と支援の基本事項

犯罪被害者等を支援するため、次の４つの事項を基本理念（条例第３条）として定め、取り組むものとします。

基　本　理　念	支　援　の　基　本　事　項
１　個人の尊厳を重んじた支援 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。	犯罪被害者等は、精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮を抱えながら生活することになります。 犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、安らぎを感じて生活する権利を有しています。支援等の実施者は、このことを念頭に置き、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。
２　二次被害の防止 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮されること。	犯罪被害者等は、周囲やマスコミによる無責任な言動のほか、各種手続きなどで繰り返し事件のことを話さなければならないことから、心の負担となる二次被害を受けることがあります。 そのため、誹謗中傷を行わないための広報啓発活動の強化を図るとともに、庁舎内の申請手続き等では、総合支援窓口の担当職員が中心となって支援を行い、二次被害の発生防止に十分に配慮していきます。
３　継続的な支援 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。	犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでには長期間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い必要とされる支援内容も変化します。犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な生活の場を確保するなどの緊急的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的状況や就労などの生活環境の回復にかかわる支援が必要になります。 支援内容が変化することで、適用される制度や関係課等が変わることもあるため、継続性を持って支援を行います。
４　連携による支援 市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われること。	犯罪被害者等への支援は、個々の状況等によって異なります。また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化してくることから、より充実した支援を実施するためには関係機関との連携が不可欠です。 犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取扱いにも十分に配慮した上で、関係機関と連携を図りながら支援を行います。

第４章　重点項目

市は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、次の３点を重点項目とし、取り組みを進めていきます。

１　総合支援窓口の設置による負担軽減

犯罪被害者等は、犯罪に遭うといった直接的被害のほか、未知の様々な問題に直面することになるため、これらを自力で解決していくのは非常に困難となります。

このため、必要に応じて相談に乗り、情報提供や助言を行うために庁舎内に中核的役割を担うべく総合支援窓口を設置し、犯罪被害者等の負担軽減（ワンストップサービス）に努めます。

２　精神的・経済的支援

(1)　犯罪被害者等は、犯罪等による精神的なショックのほか、障がいが残るなどの様々な中長期的な心身の不調に見舞われ、時間の経過とともに変化します。そのような精神状態に寄り添い、回復の支援に努めます。

(2)　犯罪被害者本人が死亡したり、けがをして働けなくなったなどの場合は、収入が途絶える一方で、様々な出費により生活に困窮することがあります。国の給付金制度は手続きに時間を要することから、当面の生活資金に不安が残ります。

そこで、本市は各種経済的支援の情報提供を行うとともに見舞金を給付することで経済的負担の緩和に努めます。

(3)　犯罪被害者等支援は、被害者の年齢、性別、境遇、事件の種別等、個々の状況によって必要とする支援が異なります。また、多方面からの支援が求められるため、関係機関の支援が途切れることなく、それぞれが役割を果たしながら、相互に連携した支援に努めます。

３　理解の増進

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、多くの人の理解が必要となります。周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれている状況をよく理解し、寄り添い、平穏な生活を取り戻すための支えとなるよう、犯罪被害者等に関する理解の増進に努めます。

第５章　推進施策

市は、市民及び事業者と連携して各種施策を推進し、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現のために取り組むものとします。

１　施策（重点項目１）

総合支援窓口の設置による負担軽減（条例第６条関係）

(1) 総合支援窓口の設置（条例第６条２項）

推進施策	内容	担当課
総合支援窓口の設置(ワンストップサービス)	総合的な支援窓口を設置し､犯罪被害者等に対して相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう、関係課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容について周知します。	まちづくり支援課

(2) 相談及び情報の提供等（条例第６条１項）

推進施策	内容	担当課
市の支援制度の案内	市の支援制度について説明し、必要な施策を実施している課について案内します。	まちづくり支援課
犯罪被害者等への情報提供・関係機関との連携	犯罪被害者等の同意を得た上で、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携して支援体制の充実に努めます。	まちづくり支援課
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安がある場合の相談対応を行います。	高齢介護課
ＤＶ被害に関する相談	ＤＶ（配偶者の暴力）に関する相談の受付、関係機関との情報共有や、ＤＶ被害者に対する支援の援助に関する相談対応を行います。	こども家庭センター 高齢介護課 市民課
子ども、子育てに関する相談	子どもの虐待に関する相談の受付や、犯罪被害による生活環境の変化等に伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。	こども家庭センター
障がい者に対する相談支援	犯罪被害者等が障がい者の場合や、犯罪被害により障がい者となった場合、適切な相談対応を行います。	生活福祉課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	犯罪被害者等となった児童・生徒の在籍する学校に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣します。	指導課
納税相談	犯罪被害者等に対する納税相談を行います。	収納課

２　施策（重点項目２）

精神的・経済的支援（条例第７条～第１０条）

(1) 見舞金の給付（条例第７条）

推進施策	内容	担当課
見舞金の支給制度内容の案内	見舞金の支給対象となる事件が発生した場合、被害者等に対し速やかに支給手続きを案内します。	まちづくり支援課
犯罪被害者等に関する情報収集	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携による情報収集を行います。	まちづくり支援課

(2) 日常生活の支援（条例第８条）

推進施策	内容	担当課
手続等における相談室の提供	犯罪被害者等の求めに応じて、必要な相談が１か所でできるよう、相談の場を提供します。	まちづくり支援課
市の様々な申請手続の補助	犯罪被害者等の求めに応じて、市の様々な申請手続の補助を行います。	まちづくり支援課
生活保護の対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続きを行います。	生活福祉課
自立支援医療費支給制度の案内	自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）の対象となった犯罪被害者等に対し、制度の説明と手続きを案内します。	生活福祉課
障害者手帳の取得手続の案内	障がい者となった犯罪被害者等に対し、障害者手帳（身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳）の説明と手続きを案内します。	生活福祉課
障害福祉サービス制度の案内	障がい者となった犯罪被害者等に対し、障害福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	生活福祉課
認可保育所・認定こども園等の案内	家庭において必要な保育を受けることが困難である犯罪被害者等に対し、認可保育所・認定こども園・幼稚園の説明と手続きを案内します。	こども支援課
児童扶養手当の対応	犯罪被害により､ひとり親家庭等になった場合、児童扶養手当の説明と手続きを行います。	こども支援課
ひとり親家庭等の医療費助成の案内	犯罪被害により､ひとり親家庭等になった場合、医療費助成制度の説明と手続きを案内します。	こども支援課
女性に対する関係機関の案内	犯罪被害者等になった女性に対し、犯罪被害の精神的苦痛に関する相談等、関係機関の案内を行います。	こども家庭センター

就学援助費制度等の案内	経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒のいる犯罪被害者等の家庭に対し、就学援助費や奨学金等の説明と手続きを案内します。	教育総務課
仲よし会の案内	保護者が就労などで児童の授業終了後等に不在となる犯罪被害者等に対し、仲よし会の説明と手続きを案内します。	こども支援課
国民年金保険料の免除の案内	納付が困難となった犯罪被害者等に対し、国民年金保険料の免除の説明と手続きを案内します。	国保年金課
後期高齢者医療保険料の納付の相談	納付が困難となった犯罪被害者等に対し、後期高齢者医療保険料の納付相談を行います。	国保年金課
医療費・高額医療費支給制度の案内	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険者の犯罪被害者等に対し、医療費、高額医療費の支給制度の説明と手続を案内します。	国保年金課
介護保険料の納付の相談	納付が困難となった犯罪被害者等に対し、介護保険料の納付相談を行います。	高齢介護課
第三者による傷病届け出制度の案内	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の犯罪被害者等に対し、第三者による傷病届出制度の説明と手続きを案内します。	国保年金課

(3) 居住の安定（条例第９条）

推進施策	内容	担当課
転居費用の支給制度の案内	転居費用の支給対象となる事件が発生した場合、犯罪被害者等に対し速やかに支給手続きを案内します。	まちづくり支援課
市営住宅等への入居相談	自宅に住めなくなった犯罪被害者等に対する市営住宅の入居相談を行います。	都市整備建築課

(4) 雇用の安定（条例第 10 条）

推進施策	内容	担当課
自立支援相談の案内	犯罪等の影響により生活困窮となった犯罪被害者等に対し、自立に向けた相談を行います。	生活福祉課
事業主等への理解の促進	犯罪被害者等が抱える問題等について、広報活動等を通じ､事業主等への理解の促進に努めます。	まちづくり支援課

３　施策（重点項目３）

理解の増進（条例第 11 条）

(1) 市民及び事業者の理解の増進

推 進 施 策	内　　容	担 当 課
広報とわだやホームページの活用	二次被害が生ずることのないよう配意することの重要性について、広報とわだやホームページ等を活用した周知啓発に努めます。	まちづくり支援課
犯罪被害者週間に合わせた広報	犯罪被害者週間（11 月 25 日から 12 月 1 日）に合わせた広報を行い、市民及び事業者の理解を増進します。	まちづくり支援課

(2) 支援に従事する職員等に対する研修等

推 進 施 策	内　　容	担 当 課
研修会の開催	犯罪被害者等支援に従事する職員向けの研修会を開催し、知識・技能の向上に努めます。	まちづくり支援課
職員への意識付け	犯罪被害者等支援に従事する職員向けに、犯罪被害者等支援業務に係る「職員の心得」を作成し意識付けを図ります。	まちづくり支援課
関係機関等との連携強化	関係機関、民間支援団体との連携強化を図ります。	まちづくり支援課
他自治体との情報交換	県等が主催する研修会に参加し、他自治体との支援状況等について情報交換を行います。	まちづくり支援課

第６章　計画の進行管理

計画に基づく支援をより効果的に実施するため、関係機関及び関係課による支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えたうえで、必要に応じて計画の見直しを図ります。

１　関係課における情報共有と取り組みへの反映

関係課において、支援状況等の情報共有を図り、必要に応じて今後の取り組みに反映します。

２　計画の見直し

犯罪被害を取り巻く環境に対して適切に対応するため、状況に応じて計画の見直しを図ります。